

歯科技工問題で 公正取引委員会、 中小企業庁と懇談



2017年6月1日 衆議院議員会館

「保険で良い歯科医療を」全国連絡会は、歯科技工問題に関して質問事項の内容を中心に公正取引委員会、中小企業庁のレクチャーを受けた。このレクチャーには、仲介をしていただいた清水忠史衆院議員（共）と秘書、全国連絡会からは、雨松真希人会長、宇佐美宏、岩下明夫両副会長ら16人。公正取引委員会からは、松本博明相談指導室長、中小企業庁からは、田邊国治取引課課長補佐が対応した。

質問事項は、①歯科医と歯科技工所間での厚労省大臣告示における歯科技工物の取引と独占禁止法との関係、②歯科補綴物の外注技工の取引に対する現状認識、③歯科技工産業について経済的不利益を被るシステムとなっていないか、の3点。概要は以下のとおり。

- ▶ 独占禁止法との関係については、公正取引委員会からは、「厚生労働省の告示は、あくまで標準的なものとして示されたものであり、個々の事業者が参考にすることは問題ない」「団体として強制する、遵守させるとなると、個々の事業者の競争、活動を制限する形になり、独禁法により問題となる。特に価格に関する点については慎重に対応していただきたい」とした。また、「独禁法から見れば、このような公定価格が決められているのは例外的なもの。価格の決め方がそれでいいのかどうかは、厚生労働政策によるものだ」と述べた。さらに「大臣告示の存在を知らせること自体は問題ないが、団体が個々の事業者に働きかけて、そこに集約をしていこうという場合は、独禁法から見れば注意が必要だ」などと述べた。
- ▶ 外注技工の取引については、「下請法の範疇には入らない。他方、独禁法、下請法で対応できる取引は一部であり、製造業では、取引の適正化ガイドラインなどを作成して対応している」（中企庁）とした。
- ▶ 経済的不利益を被るシステムの関連では、「経産省はすべての産業を所管しているわけでない。厚労省として医療行政を推進する点と、利用者、患者の質を担保する点を総合的に行政のなかで考える必要がある。全体を所管している厚労省が、その産業の健全な発展をどう考えるかだ」（中企庁）と述べた。